

イノベーション創出人材の実践的養成・活用プログラム  
長期インターンシップ Q & A

(派遣先)

Q 1-1 インターンシップの派遣先にはどういったものがあるのか。

A 1-1 本プログラムにおけるインターンシップは、若手研究者の社会の多様な場での活躍促進を主眼としているため、国内外の民間企業、公的機関、非営利団体、国際機関、初等・中等教育開発機関のように従来のアカデミックキャリアとは異なる場、あるいは異分野・異業種でのインターンシップを奨励する。

Q 1-2 海外へのインターンシップはどのような場合に認められるか。

A 1-2 海外インターンシップは、海外経験が少ない者で、本人の将来的なキャリア形成のために有益と判断される場合に認める。外国人の留学生／若手研究者については、日本国内でのインターンシップを奨励する。

Q 1-3 大学への派遣は可能か。

A 1-3 国内外を問わず、単なる研究活動のための大学への派遣は、インターンシップの趣旨に適さないため、基本的には許可しない。ただし、研究職以外の業務（例えば、科学技術コミュニケーター（広報、アウトリーチ等）、URA、知財、産学／国際連携、外部資金獲得などの専門的業務）を主として経験することが目的の場合、派遣は可能である。

Q 1-4 共同研究先へのインターンシップ派遣は可能か。

A 1-4 共同研究先において業務を遂行するのであれば、インターンシップ派遣は可能である。

(派遣期間)

Q 2-1 派遣期間はどのくらいか。

A 2-1 派遣期間は「原則として、同一機関に連続して2カ月以上」であり、上限は3ヶ月程度までを想定している。「連続して」とは、1週間の内少なくとも3日以上を想定している。

Q 2-2 派遣期間が年度をまたぐ場合は可能か。

A 2-2 年度末までに終了することを基本とする。ただし、やむを得ぬ事情がある場合には相談のこと。

(派遣資格)

Q 3-1 インターンシップ応募時、連携機関に在籍していれば、派遣可能か。

A 3-1 インターンシップ応募時から終了時まで、連携機関に在籍していることを基本とする。

Q 3-2 外国の政府派遣留学生はインターンシップに参加できるか。

A 3-2 外国人留学生には日本国内でのインターンシップを推奨している。このため、政府派遣留学生で、原則帰国して本国での就職が義務付けられている場合は、特段配慮すべき事情（受入先からの受入の要望がある等）がない限り、派遣は難しい。なお、本国で職を有する者はインターンシップの対象外。

(支援費・経費)

Q 4-1 インターンシップ派遣の際、対象者に支払う支援費の内容はどのようなものか。

A 4-1 インターンシップの派遣期間中のみ、各大学（広島大学、山口大学、徳島大学）にて雇用（時給）し、月額最大 15 万円まで支援する。その他、国内外旅費、住居費（必要な場合のみ支給、また上限あり。）、派遣先で研究を行うための消耗品費等の実費を支援する。詳細は各大学の給与規定、旅費規程等に基づく。

Q 4-2 他の補助事業、または各種奨学金制度による支援を受けている場合、本事業においても支援の対象になるのか。

A 4-2 支援対象になり得る。ただし、他の補助事業については、本事業による給与や実費（旅費、住居費等）の二重支払は認められない。また、他の補助事業や各種奨学金制度における支払いの規約や条件等を自身で確認するとともに、事務局にも情報を提供すること。

Q 4-3 派遣期間中、本人の研究活動等のための帰学・来学に係る交通費等は支援されるのか。

A 4-3 支援されない。

(保険)

Q 5-1 保険の加入は必要か。

A 5-1 学生は、所属大学で学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に加入することを必須としている。また海外インターンシップの場合は、併せて海外旅行保険の加入も必須としている。若手研究者（博士課程修了後 5 年程度以内の者）は別途、学研災・学研賠に準じた保険の加入が必須である。なお、これらの保険費用は自己負担とする。

(報告書等)

Q 6-1 インターンシップの期間前後または期間中の報告等について、どういったものがあるか。

A 6-1 若手研究者ポートフォリオ(HIRAKU-PF)の能力診断(雇用適性診断(Employability))をインターンシップ派遣前及び派遣後に行い、レポートを提出すること。また、インターンシップ期間中は日報・週報等の報告書提出も含めて各大学の取り決めに従うこと。さらに、インターンシップ実施後に「未来を拓く地方協奏プラットフォーム」成果報告会等で発表することがある。